

委任状

令和 年 月 日

代理人	住所			
	氏名	生年月日	年	月 日

私は、上記の者を代理人として、

特別区民税・都民税 _____ 年度(_____ 年中所得) 課税・非課税・納税 証明書
(使用目的(提出先) _____)
_____ 通 の交付申請と受領の権限を委任します。

_____ 年度分 特別区民税・都民税申告書の提出の権限を委任します。

委任者	現住所						
	証明・申告年度の 1月1日の住所	杉並区					
	氏名			(印)			
	生年月日	年	月	日	電話番号	—	—

記入例

委任状

令和 X 年 X 月 XX 日

代理人	住所	東京都杉並区阿佐谷南0-0-0			
	氏名	杉並 花子	生年月日	平成 XX 年	X 月

私は、上記の者を代理人として、

特別区民税・都民税 令和6 年度(令和5 年中所得) 課税・非課税・納税 証明書
(使用目的(提出先) _____ 児童手当申請のため〇〇市役所に提出)
_____ / 通 の交付申請と受領の権限を委任します。

_____ 年度分 特別区民
年度：前年の1月～12月が対象となります。
(例)令和6年度は
令和5年1月～令和5年12月までの所得の証明となります。

委任者	現住所	東京都中野区▲▲ 0-0-0							
	証明・申告年度の 1月1日の住所	杉並区 西荻南 0-0-0							
	氏名	杉並 次郎	(印)						
	生年月日	平成 X 年	X 月	XX 日	電話番号	090	—	XXXX	—

～ ご注意ください ～

「納税証明書」の交付を申請される方へ

金融機関、コンビニエンスストアなどでお支払いいただいた税額が区に入金されるまでには、最長の場合で3週間程度の日数が必要となります。そのため、証明書の交付を申請される時期によっては、既にお支払いいただいた税額が「納税証明書」に記載されていない場合があります。

お支払いいただいた税額が区に入金されるまでの間に「納税証明書」の交付を申請される場合には、次のとおり確認資料を持参してください。

<確認資料について>

「領収証書」の原本、引き落とし金額を記帳した預金通帳、ネットバンキング等のお取引結果画面など、支払い日・金額・支払い先等がわかるもの。

その他ご不明な点は、お問い合わせください。

証明書の発行年度・種類については提出先にご確認の上、申請してください。

証明書発行後の差し替えには応じかねますのでご注意ください。

住民税の申告手続きをされていない方へ

○ 特別区民税・都民税（住民税）の申告手続き等を取られていない方（以下「未申告の方」といいます。）には、住民税証明書の発行ができません。

未申告の方が証明書を必要とする場合には、あらかじめ住民税の申告手続きが必要となります。

○ 未申告の方であっても、杉並区に住民税の申告手続き等がお済みの方の扶養家族になっている場合は、つぎの①の所得証明書が発行できます。

ただし、②の所得証明書が必要な場合には、**あらかじめ住民税の申告手続きが必要となります。**

	所得証明書に表記される内容
①	“被扶養者等のため課税していない”旨の文言が表記されます。 ※ 所得金額・所得控除額は表記されません。
②	所得金額・所得控除額が表記されます。

※ ①②の用途は、所得証明書の提出先により異なります。証明書の申請前に必ず提出先に確認をしてください。証明書発行後の差し替えには応じかねますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

課税課区民税係【電話03-3312-2111（代表）】